

## 教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成26年 9月 4日 (木曜日)

午前 9時25分～午前10時21分

2. 場 所 委 員 会 室

3. 出席委員 萬代泰生 委員長 猶野智和 副委員長  
徳並伍朗 委員 荒山光広 委員  
下井克己 委員 岩本明央 委員  
俵 薫 委員 坪井康男 委員  
秋枝秀稔 委員 秋山哲朗 議長

4. 欠席委員 なし

5. 出席した事務局職員

石田淳司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長  
野尻登志枝 議会事務局企画員

6. 説明のため出席した者の職氏名

林 繁美 副市長 永富康文 教育長  
篠田洋司 市長統合戦略局長 西田良平 建設経済部長  
藤澤和昭 総合観光部長 山田悦子 教育委員会事務局長  
末藤勝巳 農業委員会事務局長 末岡竜夫 教育委員会事務局次長  
志賀雅彦 農林課長 河村充展 商工労働課長

午前 9時25分 開会

○委員長（萬代泰生君） おはようございます。ただいまより教育経済委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件につきまして、審査いたしますので御協力をよろしくお願いいたします。議長報告等ございませんか。

○議長（秋山哲朗君） 特にありません。

○委員長（萬代泰生君） 最初に議案第12号美祢市火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。志賀農林課長。

○農林課長（志賀雅彦君） それでは、議案書の12-1ページと参考資料の2ページをお開きください。議案第12号美祢市火入れに関する条例の一部改正についてでございます。

この条例は森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第21条の許可の手続き及びその他必要な事項を定めた条例です。

この条例において、火入れの中止の要件であります、異常乾燥注意報の気象注意報が、現在では、乾燥注意報に改められているため、同条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日から施行することとしております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（萬代泰生君） それでは、議案第12号美祢市火入れに関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決する事について御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。次に議案第13号美祢市中小企業者融資制度に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） それでは、議案第13号美祢市中小企業者融資制度に関する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書については、13-1、13-2ページでございます。

この度の中小企業者向けの融資制度については、消費税率の引上げ等、経済活動が大変厳しい中においても、前向きに事業展開を図っていかうとされる中小企業者の方に対し、市として支援を行い、地域経済の活性化のてこ入れを行っていかうとするものであります。

具体的な制度の内容については、一件当たりの融資限度額2,000万円、融資期間最長10年と据置1年、融資利率2%程度、融資の条件として中小企業診断士による事業計画を策定していただくこととしており、この診断士への相談料について、最高3万円まで市で支援するとともに、借入の際に必要な保証料補給についても市から支援をさせていただくこととしております。

資金用途については、運転、設備、創業・起業等に必要な資金として利用いただくことを考えておりますが、具体例としては、商店の様様替えや商品の品揃えの刷新による集客力や売上の向上、また新サービスや新商品の開発、異分野との連携等、自社の事業について前向きに取り組んでいただくための資金として使っていただきたいと考えております。

また、空き店舗を活用しての創業・起業資金として十分御利用、御活用いただくことも考えております。

なお、この度の事業については、今年度10月から来年度末、平成28年3月末までに融資の決定がなされたものが対象となっておりますが、一方では、融資総額についても定めており、今年度分は総額1億円、来年分は総額2億円、合計3億円の融資総額とし、期間中にこの融資総額に達した場合は、受付を終了することとしております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。  
坪井議員。

○委員（坪井康男君） 本案につきましては、御説明ありましたように本市独自のものとして、新たに創設するとういう事が書いてあります。それで、これ本当に美祢市

独自でお考えになってやられたのか、それとも何か国の方から、消費税に対応して中小企業が困らないようにというための、何か新たな指針のようなものが出ているからこういうことを考えつかれたのか。その辺の所のいきさつ、動機です。それについて御説明お願いしたいと思います。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。この制度創設についての背景という事であろうかと思えます。この事業創設についての背景につきましては、美祢市商工会のほうから、5月の段階で、消費税の引き上げで苦慮されている事業者の方、高齢化、後継者不足でお悩みの事業者の方、このような方がたくさんいらっしゃるということから、地域経済に対する打開策を要望されております。この要望書を足掛かりとしまして、このような中小企業事業者向けの融資制度を創設したというものでありまして、国の方から何か通達なり、そういったものがあつたから、このような事業を創設したということではございません。美祢市独自ということで、組み立てをしたものでございます。以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 関連した質問なんですけど、今のお話によりますと、美祢市の中小の事業者が高齢化云々という話なんですけど、そういう問題であれば、こんな融資制度で救済とか役に立つようなものですか。全然違うような気がします。単なる融資制度ならば従来の小規模融資制度じゃ、なぜいけないんですか。これを拡充すればいいような気がしますがいかがでしょうか。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。既存の小規模事業者向けの融資制度につきましては、対象者を小規模の方ということで、これまで事業展開をしておりました。この小規模事業者向けの融資制度を展開する中で、私共執行部の方に対しましても、もう少し対象者とといいますか、そういったものを拡充して貰いたいという話が、併せまして既存の融資制度は限度額が500万円と、いう形になっておりまして、この500万円についてももう少し拡充していただけないかという御要望もこれまでございました。そういった中で、小規模事業者から、少し拡大し中小企業者という対象にしまして、併せまして融資限度額についても2,000万円とい

う形のを定めさせていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今のお話でしたら従来の融資制度を、拡充すればいいだけの話じゃないんでしょうか。何でわざわざ別にね、そのことを改めて、消費税対策とかなんかおっしゃって、おつくりになるのか、趣旨がよくわかりません。従来のあれを改定すればいいじゃないですか。何でいけないんですか。それともこういう制度をいまつくれば、国のほうから、原資について何か特別な調達が非常に簡単だという、そういうこともあるんでしょうかね。まったくおんなじなら、従来のを改定すればいいじゃないですか。何で新しいのを、わざわざつくるんです。だから従来のこういうのがありながら、何か新しくつくられるから、三好議員さんのようなね、質問がいろいろ出てくるわけですよ。なぜ、新しくつくらんといかんかという、その点をお答えください。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。このような融資制度につきましては、金融機関並びに山口県の信用保証協会との協力をいただきながら事業展開をする必要があるというところがございます。併せましてこういった制度をつくる際に、金融機関に御協力いただくということもございますので、金融機関に対しましては、預託金という形で原資の一部を預け入れをするというような、従来このような制度を取っているところがございます。事業規模、融資限度額を拡充する事によりまして、言うなれば、預託金の金額をふやしていかないといけない。そのような状態になります。預託金の金額は今現在の2,000万円という規模でありますと、年間私どもが想定したところですね、約6,000万円くらいの——今回、総額3億円の事業展開をするというものでございますが、3億円の規模であれば、年間6,000万円程度の預託金が必要となります。ご存じのとおり預託金につきましては、年度末に一旦は帰ってくるものでございますが、年度末の融資返済残額に応じまして預託をとという仕組みもございますので、2,000万円の事業展開を継続して行うという事になりますと、預託の金額が極めて高くなってしまうと、というような状態になります。それをしますと、市の財政に及ぼす影響もかなり大きくなっていくということから、これまで私どもは小規模事業者向けの500万、枠は小さいですけどもそのよう

な制度でずっと運用をさせていただいておりました。この度2,000万円にするということはですね、先ほど申しましたように、預託金の金額がふえる、財政に少なからず影響を及ぼす可能性があるということもございますので、この度は一旦、試験的に2,000万円規模の融資制度を創設するという事にさせていただきまして、これらの利用をみまして、また新たな中小企業者向けの融資制度について検討をしてみたいと、そういった考えもございましたので、一旦2,000万円、1年半。来年度末までということと、融資総額を3億円ということで定めさせていただき、その後の事業展開に向けての、足がかりとしたいという考えでおります。以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 説明がよく解りません。預託金の問題ならば、現在の制度で解決する事によって、預託金も変えればいいんじゃないんですか。むしろ従来の制度を利用して、すでにはじまっているんですから。預託金もなるべく少なくなるように金融機関と交渉すればいいのであって、要するに、何で新しい制度をつくるのかって質問です。確信的な、ここがそうだっていうようなの答えてください。意味が解りません、あなたの説明は。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） 新しい制度を創設するといいますのは、先般、市長が初日、提案説明で申しましたように、地域経済のてこ入れを強力に行いたいということから、新たな制度を創設するということでございます。以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） ほんとに申し訳ないけどね、あなた説明になってないんですよ。私が何を質問したか、ちょっともう一遍言ってみてください。

○委員長（萬代泰生君） ちょっと待ってください。質問を簡潔にさせていただきたいと思いますが。手を上げて、私が指名したらお願いします。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私何を質問しているか、あなたはおわかりになっていないんですよ。なぜ新しい制度を作らなきゃだめなんですかと。既存のあれを充実すればいいじゃないですか。という事を申しあげているんですよ。なぜ新しくつくらないといけないのか、新しくつくったらかくかくしかじかのメリットがあるからと、預託は現制度も新制度も同じじゃないですか、そういう質問をしているんですよ。

○委員長（萬代泰生君） 一時休憩に入ります。その間に整理してください。

午前 9時43分 休憩

.....  
午前10時02分 再開

○委員長（萬代泰生君） 休憩前に続いて会議を続行します。西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 先ほどの、坪井議員のなぜ、既存の条例を変更なり拡充してやらないか。新たな条例として制定するのかという御質問でございます。これにつきましては、まず第1に市長の強い思い。理念といいますか、地元のこういうふうな消費税増税等もふまえたところで、市長の思い、理念といたしまして地元中小企業者の皆様方にぜひ元気になっていただきたいと、という強い思い、あるいは理念がございます。これをふまえて、新たに創設する事によって、象徴的にといいますか、そういうふうな思いの中で、あえて変更するのではなく、象徴的にこの条例を制定するというふうなことがございます。これによって、市民、中小企業の皆様も新たな条例としての制定で、非常にわかりやすいというメリットが一つにはあろうかと思えます。それから事務的な事で言いますと、一つには時限的なものであるということ、それから既存の条例と対象者が違う。こういった様などころにつきましては、条例を改正するうえにおいては、ある意味枝葉を付けていくというか、非常にわかりにくい条例にもなるということもございますので、ここは市長の考えのものと併せて事務的なことから、新たな条例の制定というのが望ましいという判断から、その新規条例の制定という手法を採った次第です。以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 説明は良く解りました。最後に確認だけ1点。この制度をつくるにあたって、この財源の確保等、何か格別有利な条件がありましようかと。こういう点を確認したいんです。財源の確保とかね。要するに経済原理から言って、何かプラスがあるんですかと、今市長の強い思いは良く解りました。象徴的というのも解りました、時限的というのも解りました。だけどやっぱりこれは経済立法ですから、経済的なメリットがないと、あるいはそれだけの意義がないと、わざわざ私はする事はないと思うんで、その辺だけお答えください。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問ですけれど、この融資を行うに当たって、融資の財源という意味だととらえまして、お答えさせていただきますが、融資の方につきましては、金融機関から融資をされるという事になりますので、貸付金につきましては、金融機関という事になるかと思えます。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私の説明というか質問が悪いのかもしれませんけど、そんなことは聞いてないんですよ。なんか議長もうなずいておられるけどね、なんかちぐはぐなんです。

〔発言する者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの御質問につきましては、冒頭で説明をさせていただいたかと思えますけども、事業者の方につきましては、この度、中小企業診断士の方による事業計画書を策定をお願いするものでございますので、そちらの中小企業診断士と、いうなれば相談料、こちらの相談料について、上限3万円という形の支援を行政の方からさせていただくということと併せまして、借入の際に必要となります保証料、こちらについて、保証料補給をさせていただくという形の支援を考えております。以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですね。他の方の御質問はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 中小企業診断士3万という支援はわかりました、保証料支援と言われましたけどこの保証料支援というの中身というのはどういう。何%とかそういう保証支援ですか。

○委員長（萬代泰生君） 河村商工労働課長。

○商工労働課長（河村充展君） ただいまの質問でございます。保証料につきましては、今は全額保証料を補給するという事を考えております。従いまして保証料につきましては、各事業者によりまして、パーセンテージが変わってくるということもございまして、明確に何%のものということとは特定できないということです。以上です。

○委員長（萬代泰生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（萬代泰生君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） この第13号はですね、中小企業者に対する融資制度ということで、中小企業者にとっては、非常にありがたい制度になっておるのではないかなと思います。現実、どこも非常に厳しい経営状態にある中小企業もたくさん美祢市の中にあると思います。直接金融機関と融資の相談をしてもですね、中々その保証協会さんの審査も厳しいということで、思うにまかせないことも多々あろうかと思います。そういった中で、こうやって美祢市がいろんな形で後押しをしていただくということは、中小企業者にとっては非常にメリットのある制度ではないかなというふうに思っております。その中にも、市長の強い思いも説明の中にもあったと思います。ぜひ、せっかくこういう制度ができれば、周知をしていただいて、中小企業の皆さんがですね、元気が出るように頑張っていたきたいと思いますし、事業計画を立てるにしてもですね、中々自力で立てるのも難しい所もあると思います。そういった意味では、先ほど説明のありました、中小企業診断士の方も付けていただくということでございますので、いろんな面で美祢市の支援があるということは、中小企業者にとってはありがたいと思います。先ほどから説明がありました、小規模事業者の融資制度これも長らくあったわけなんですけども、説明にあったように対象者が非常に限られているということ、この度の中小企業融資制度についてはですね、市内のほとんどの中小企業の方が対象になるということで。これをてこにですね、いろんなチャレンジがまたされるんじゃないかなというふうに思いますので、しっかりとフォローをしていただきたいなと思っています。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） 他に御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） それではこれより、議案第13号美祢市中小企業者融資制度に関する条例の制定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり決する事について御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（萬代泰生君） 全員異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件

につきましての審査を終了いたしました。その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いします。徳並委員。

○委員（徳並伍朗君） 議案第12号は火入れに関するということでありましたが、火道切り、来年の2月に山焼きをされるわけでありますが、少子高齢化という事でもありますし、非常にこう少ない人数でまた大変だということでもあります。できれば我々議会も老骨に鞭うって、ボランティアでですね、是非とも参加をしようじゃありませんかと、そういうふうに思います。議長さんにもお願いをいたしまして、12月議会にはぜひともそのことをよろしくお願いいたします。私も参加いたします。手伝いだけでも、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（萬代泰生君） またこれは、議長の方で、よく検討していただきましょう。他にございませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） せっかくの機会ですので、2つほど質問をさせていただきます。今のジオパーク推進課ができて、一生懸命いろいろ取り組んでおられると思います。報道等でも頑張っている姿が報道されています。本年度については日本ジオパーク認定を少し見送って、市民の皆さんに対する理解を深めていこうということいろいろ活動をされていると思います。その辺の活動内容について、現在どういった事をされているのか、その辺について、ひとつお尋ねしたいと思います。

○委員長（萬代泰生君） 末岡教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（末岡竜夫君） 荒山委員の御質問にお答えします。今ご発言のありました通り、今年1年はまだ申請をせずに、今は平成27年の日本ジオパークネットワークの加盟申請のために、ずっと活動を続けてきています。夏休み期間中で言いますと、3回いろいろな講師を招いて学習会と申しますか、フォーラムを開いております。市内外からの小中高生等対象に、行なったところではありますが、どれも盛況ぶりで、活動を行わさせていただきました。今後もいろんなことで、またさらに活動が行われるように、今いろいろと仕組んでおります。今年の例で言いますと、現在日本には、33地域のジオパークがございます、報道等でご覧になられた方もいらっしゃる方もしれませんけど6地域が申請をされました。そのうち3地域が日本ジオパークとして認定をされて、2地域は見送り1地域は保留ということで、現在は日本で全部で36地域のジオパークが誕生したところです。我々も来年の申請に向けて、

今度は必ず認定されるように、37地域目となるように、いま取り組んでいるところでございます。いろいろ、市報の中にジオパークの便りを1枚毎月入れておりますが、その中で行事の紹介をさせていただいております。そこに目を通して、ぜひ市内の、市内の方が一番来てほしいのですが、市外の方もいろんな行事に参加していただいて、ジオパークの思いを強めていただけたらと思っております。

以上でございます。

○委員長（萬代泰生君） 荒山委員。

○委員（荒山光広君） しっかりと、頑張っていたきたいと思います。もうひとつはですね。非常に言いにくいとは思いますが、観光面で今年の夏は、非常に天候不順もありまして、どこの観光地も、非常に苦慮されておると思います。この盆を含めて、秋芳洞の入洞者の推移といいますか、その辺についてと、本会議でもありましたけども、今年から来年にかけて、いろいろ観光面で、美祢市にとっては、ある面でチャンスをいま迎えられておるのではないかと思います。一般質問なりでも、いろいろと答弁もありましたけども、改めて今から来年に向けて、どういった事業を展開されるのか。その辺の取り組みについて、改めてお伺いしたいと思います。

○委員長（萬代泰生君） 藤澤総合観光部長。

○総合観光部長（藤澤和昭君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。本会議の一般質問でお答えしたとおり、秋吉台の観光客の現状につきましては、減少に歯止めがかかっていないのが現状であります。この内容等を見ますと、昨年度から引き続いて団体客の減少が大きくなっています。個人客の減少率より、はるかに大きな数字で団体客が落ち込んでいます。これは昨年度の出雲大社の遷宮と、そうした団体旅行のツアーがですね、秋芳洞から離れて、山陰側に向かった事などが大きく原因として考えられます。

従って、さらにそうした現状分析の元に、今年度は私ども観光部も、それから県の観光連盟、山口県とともに、団体客誘致のための立て直しといたしますか、プロモーション活動を上半期に実施しておるところであります。ただし、こうした団体客のツアーといたしますのは、商品造成までに約1年の時間が要しますので、速効性が無く、今年の夏、あるいはお盆についてもこの回復は見られていないところであります。しかしながら、今申しましたようにこの秋吉台、秋芳洞につきましては、日本全国レベル

の観光地でありますので、しっかりと団体客の誘致を取り組みまして、団体客数の回復、さらには、最近の旅行形態の中でも主流であります個人形態、こちらについては、引き続ききめ細かい観光客誘致の対策を取りまして、今後秋芳洞観光を中心とします集客に努めてまいりたいと考えております。

そして2点目の今後の取り組みの中で、これも先の一般質問でもお答えをしたと思いますが、現在山口県が平成30年に向けての明治維新、幕末維新の150年ということで、大きなプロモーション活動に取り組んでいるところであります。美祢市といたしましても、この活動に乗り遅れることなく、あるいは萩や下関といったところの隣の市と連携しながらですね、美祢市における幕末維新の史跡や資産をPRして全国からの集客に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長（萬代泰生君） よろしいですか。他にはございませんか。無いようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。おつかれさまでした。

午前10時21分 閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月4日

教育経済委員長

萬代 泰生